

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、情報サービス・ソフトウェア産業における取引に関するステークホルダ（大元の発注者、元請事業者、下請事業者 等）が、価値を共有し、連携することで、各自が自律・成長するための新たなパートナーシップ構築を目指し、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. 取引に関するステークホルダにおける規模・系列等を越えた新たな連携

重層的な多重構造から自らの強みが発揮できるような取引上のプラットフォームの構築・利活用を推進し、企業間連携（オープンイノベーション）により、社会課題解決のために価値を提供していきます。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、お互いのテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定のポリシーを尊重し、助言・支援を進めます。

また、当社は、パートナー企業との継続的な意見交換などにより、関係性強化を図りながら、パートナー企業とともにスキル向上に努めてまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○当社「TOINX 企業行動指針」に基づき、市場取引における公正なルールを遵守し、全ての取引先に公平に接してまいります。

2020年12月11日

(2021年4月1日 代表者変更による更新)

(2022年4月1日 社名変更による更新)

(2024年4月1日 代表者変更による更新)

株式会社トインクス

企 業 名

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

取締役社長 河田 伸

役職・氏名（代表権を有する者）